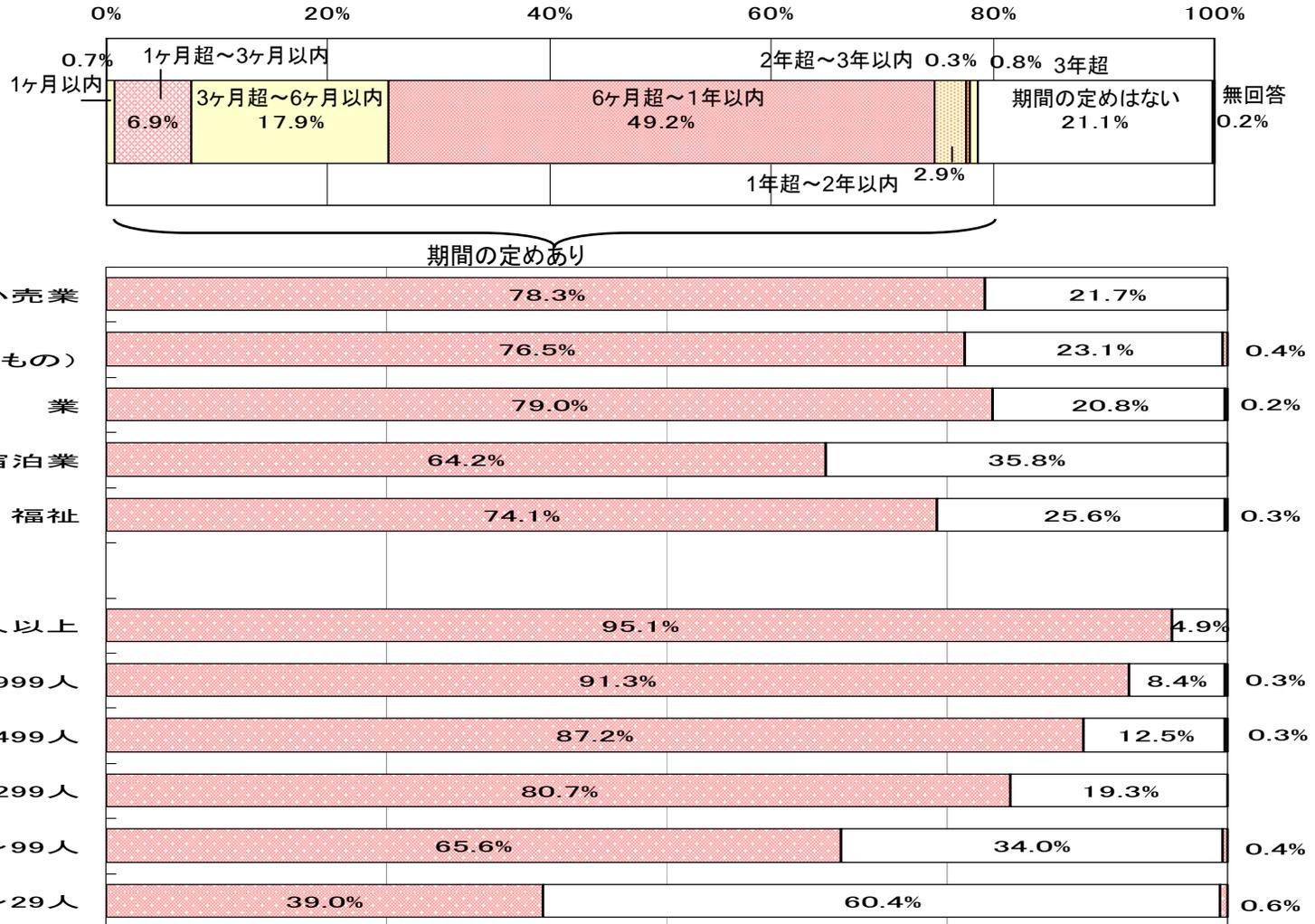


# 近年のパートタイム労働者の就業構造の変化等 (追加資料)

○パート労働者の契約期間について、期間を定めている事業主が約8割、定めていない事業主が約2割となっている。

○期間を定めている場合、1回当たりの契約期間をみると、「6ヶ月超～1年以内」が最も多く、次いで「3ヶ月超～6ヶ月以内」、「1ヶ月超～3ヶ月以内」となっている。

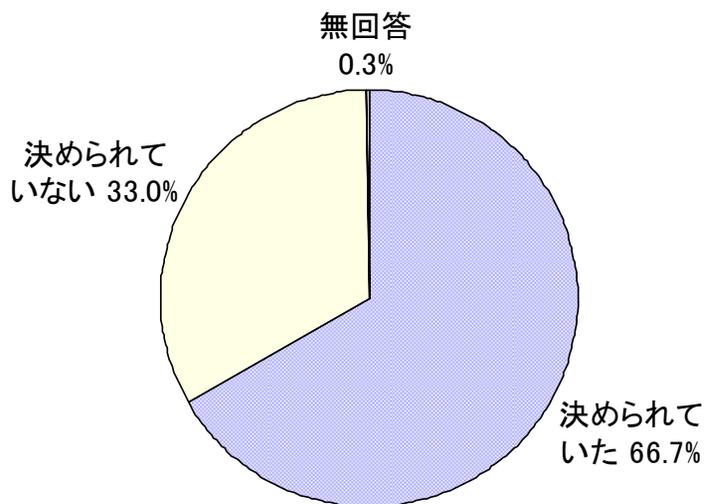
パート労働者の契約期間の定めの有無、1回当たりの契約期間(事業主回答)



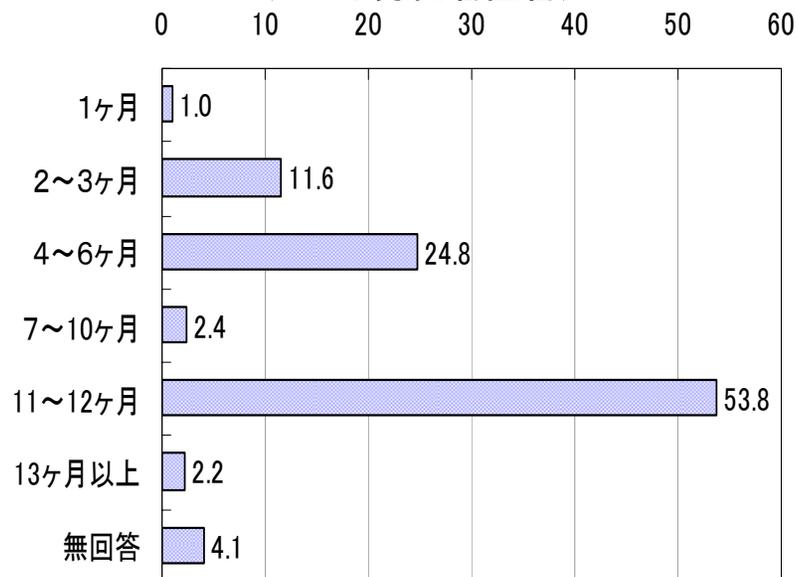
(注) 「パート労働者」: 正社員以外の労働者で、呼称や名称に係わらず、1週間の所定労働時間が正社員より短い労働者  
 出所: パートタイム労働者実態調査(平成17年(財)21世紀職業財団)

○採用時に契約期間が「決められていた」とするパート労働者は66.7%となっている。また、その期間は、「11～12ヶ月」が最も多く、53.8%、次いで「4～6ヶ月」24.8%となっており、平均は9.6ヶ月となっている。

パート労働者の契約期間の定めの有無  
(パート労働者回答)



パート労働者の契約期間  
(パート労働者回答)



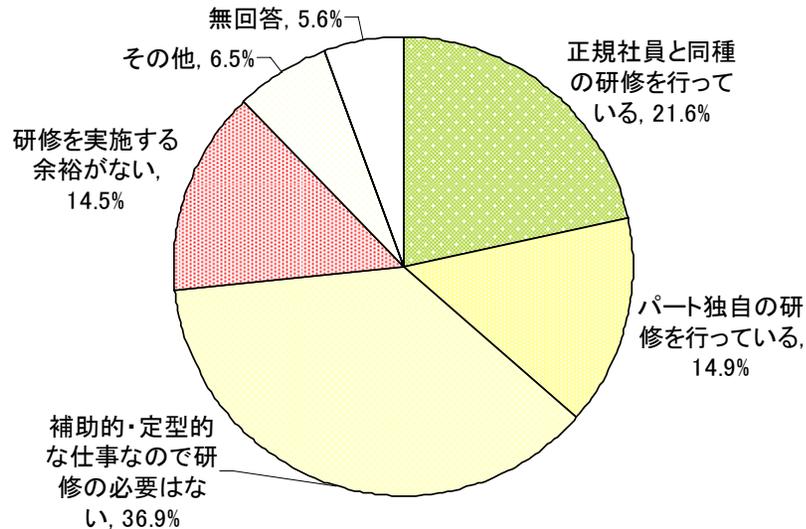
(注) 「パート労働者」: 正社員以外の労働者で、呼称や名称に係わらず、1週間の所定労働時間が正社員より短い労働者

出所: パートタイム労働者実態調査(平成17年(財)21世紀職業財団)

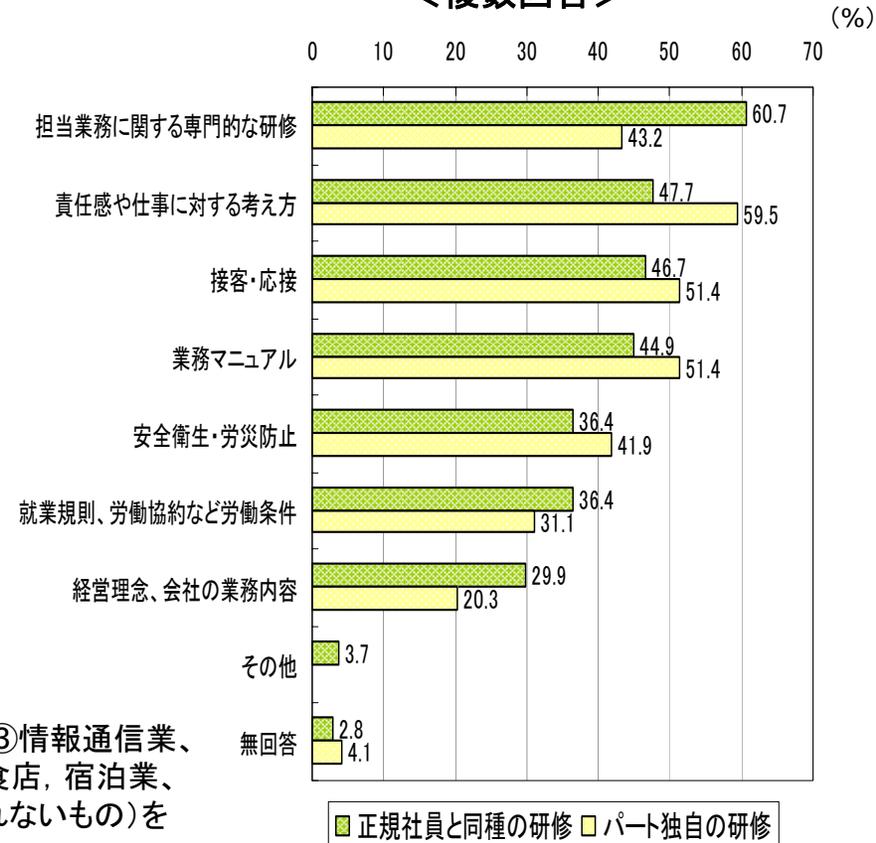
○パート労働者への教育訓練の実施状況を見ると、「正規社員と同様の研修を行っている」21.6%、「パート独自の研修を行っている」14.9%と、実施している事業所が36.5%を占める一方、「補助的・定型的な仕事なので研修の必要はない」が36.9%となっている。

○教育訓練の内容をみると、「正規社員と同様の研修を行っている」事業所は、「担当業務に関する専門的な研修」が最も多く6割を占めるが、「パート独自の研修を行っている」事業所は、「責任感や仕事に対する考え方」が最も多く59.5%となっている。

教育訓練の実施状況(事業主回答)



教育訓練の内容(事業主回答)  
＜複数回答＞



出所:パートタイマーに関する実態調査(平成18年東京都産業労働局)

※1 都内に所在し、従業員規模が10人以上の①建設業、②製造業、③情報通信業、④運輸業、⑤卸売・小売業、⑥金融・保険業、⑦不動産業、⑧飲食店、宿泊業、⑨医療、福祉、⑩教育、学習支援業、⑪サービス業(他に分類されないもの)を中心に、3,000事業所を抽出の上、調査。有効回答数935件。

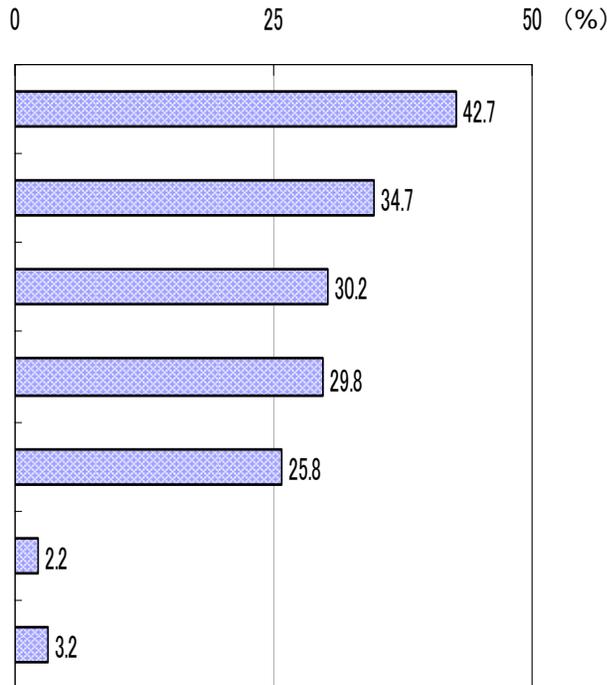
※2 調査対象時期は平成17年10月1日現在。

※3 「パート」の定義は、勤め先での呼称。

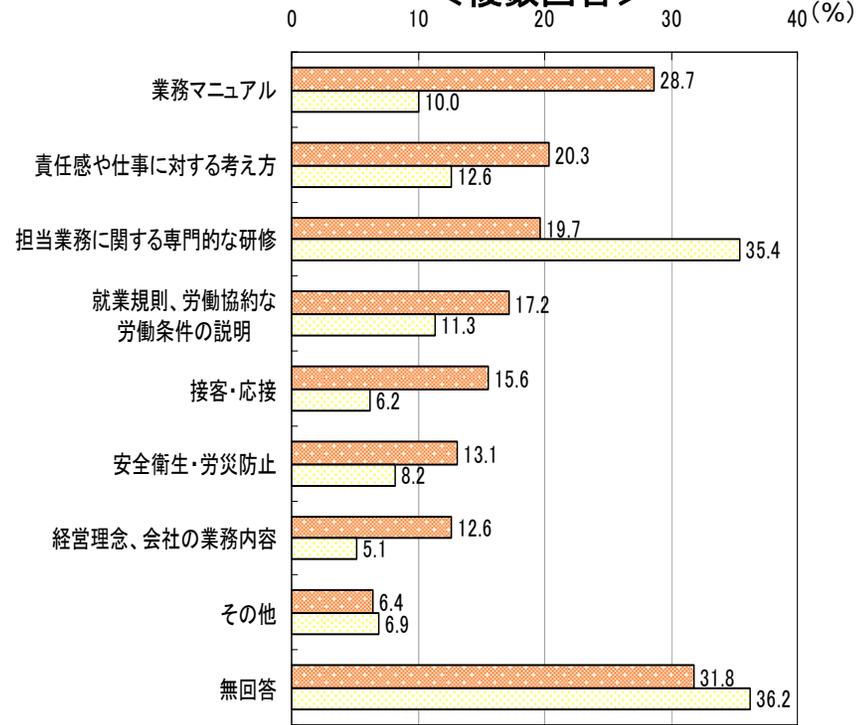
○事業主がパート労働者の教育訓練に今後必要だと考えるものは、「担当業務に関する専門的知識の習得」(42.7%)、「接客・応接能力の向上を図る訓練」(34.7%)の順で多くなっている。

○パート労働者が、「今まで受けたことがある教育・訓練」としては、「業務マニュアル」に関する教育・訓練が28.7%と最も多くなっている。一方、「今後受けたい教育・訓練」としては、「担当業務に関する専門的な研修」が35.4%と最も多くなっている。

今後必要な教育・訓練(事業主回答)  
 <複数回答>



今まで受けたことのある教育・訓練と今後受けたいと思う教育・訓練(パート労働者回答)  
 <複数回答>

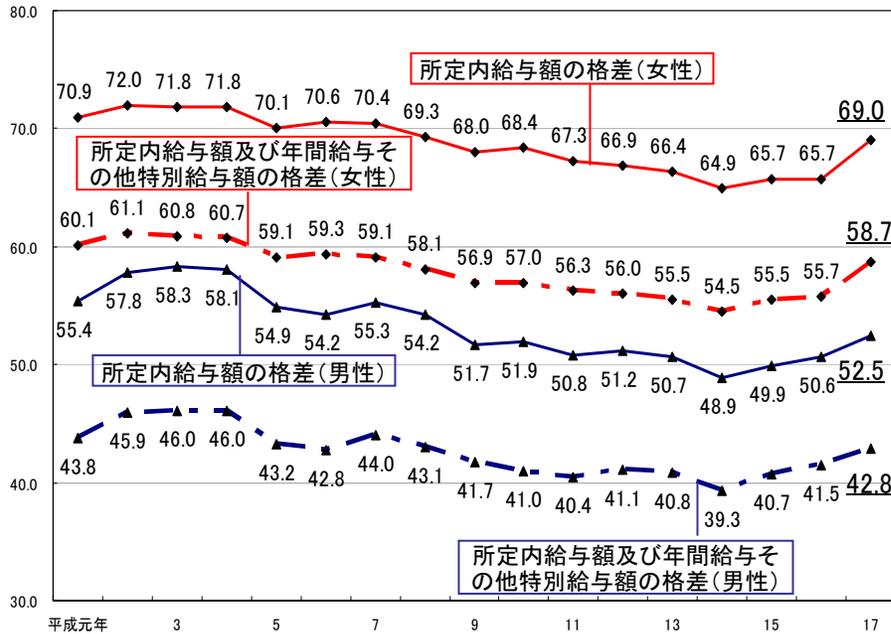


■ 今まで受けたことがある教育・訓練 □ 今後受けたいと思う教育・訓練

○一般労働者の「所定内給与額」及び「年間賞与その他特別給与額」を時給換算しものを100とした場合、男女とも格差は拡大するが、傾向的な相違はない。

## 一般労働者とパート労働者の賃金格差の推移

＜一般労働者の1時間当たりの平均所定内給与額とパート労働者の1時間当たりの所定内給与額の比較＞



年	男性			女性		
	一般労働者 (円)	パートタイム労働者 (円)	格差(一般=100)	一般労働者 (円)	パートタイム労働者 (円)	格差(一般=100)
平成元年	1,542	855	55.4	934	662	70.9
2年	1,632	944	57.8	989	712	72.0
3年	1,756	1,023	58.3	1,072	770	71.8
4年	1,812	1,053	58.1	1,127	809	71.8
5年	1,904	1,046	54.9	1,187	832	70.1
6年	1,915	1,037	54.2	1,201	848	70.6
7年	1,919	1,061	55.3	1,213	854	70.4
8年	1,976	1,071	54.2	1,255	870	69.3
9年	2,006	1,037	51.7	1,281	871	68.0
10年	2,002	1,040	51.9	1,295	886	68.4
11年	2,016	1,025	50.8	1,318	887	67.3
12年	2,005	1,026	51.2	1,329	889	66.9
13年	2,028	1,029	50.7	1,340	890	66.4
14年	2,025	991	48.9	1,372	891	64.9
15年	2,009	1,003	49.9	1,359	893	65.7
16年	1,999	1,012	50.6	1,376	904	65.7
17年	2,035	1,069	52.5	1,365	942	69.0

＜一般労働者の1時間当たりの所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額とパート労働者の1時間当たりの所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額の比較＞

年	男性			女性		
	一般労働者 (円)	パートタイム労働者 (円)	格差(一般=100)	一般労働者 (円)	パートタイム労働者 (円)	格差(一般=100)
平成元年	2,043	894	43.8	1,183	711	60.1
2年	2,172	997	45.9	1,256	768	61.1
3年	2,358	1,085	46.0	1,368	832	60.8
4年	2,435	1,121	46.0	1,444	877	60.7
5年	2,548	1,101	43.2	1,521	899	59.1
6年	2,542	1,087	42.8	1,536	911	59.3
7年	2,532	1,114	44.0	1,548	915	59.1
8年	2,606	1,122	43.1	1,602	930	58.1
9年	2,645	1,103	41.7	1,632	929	56.9
10年	2,638	1,081	41.0	1,645	937	57.0
11年	2,624	1,061	40.4	1,664	936	56.3
12年	2,582	1,061	41.1	1,669	934	56.0
13年	2,612	1,066	40.8	1,680	933	55.5
14年	2,598	1,020	39.3	1,706	929	54.5
15年	2,535	1,032	40.7	1,671	928	55.5
16年	2,505	1,039	41.5	1,682	937	55.7
17年	2,566	1,099	42.8	1,655	972	58.7

※1 一般労働者の1時間当たりの所定内給与額、年間賞与その他特別給与額は次式により算出した。

- 1時間当たりの平均所定内給与額  
= 平均所定内給与額 ÷ 平均所定内実労働時間数
- 1時間当たりの平均年間賞与その他特別給与額  
= 平均年間賞与その他特別給与額 ÷ 12 ÷ 平均所定内実労働時間数

※2 パート労働者の1時間当たりの年間賞与その他特別給与額は次式により算出した。

- 1時間当たりの平均年間賞与その他特別給与額  
= 平均年間賞与その他特別給与額 ÷ 12 ÷ 実労働日数 ÷ 1日当たり所定内実労働時間数

※3 一般労働者(男・女)の1時間当たり平均所定内給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額を100として、それぞれのパート労働者の給与額の水準を算出したものである。

(注) 「パート労働者」: 正社員以外の労働者で、呼称や名称に係わらず、1週間の所定労働時間が正社員より短い労働者

出所: 賃金構造基本統計調査(厚生労働省)

正社員からパート・アルバイトへ再就職する機会費用は大きい。

※機会費用：出産・育児のため就業していなかった期間の所得と、再就職後の所得差の合計額

推計例

● 大卒女性が正社員として就業を継続した場合の推定生涯所得：2億7,645万円

※大学卒業後直ちに企業に就職し、その後引き続き同じ企業に在職するとし、賃金カーブを厚生労働省「賃金構造基本統計調査」産業計のデータを年齢別に求めたもの。

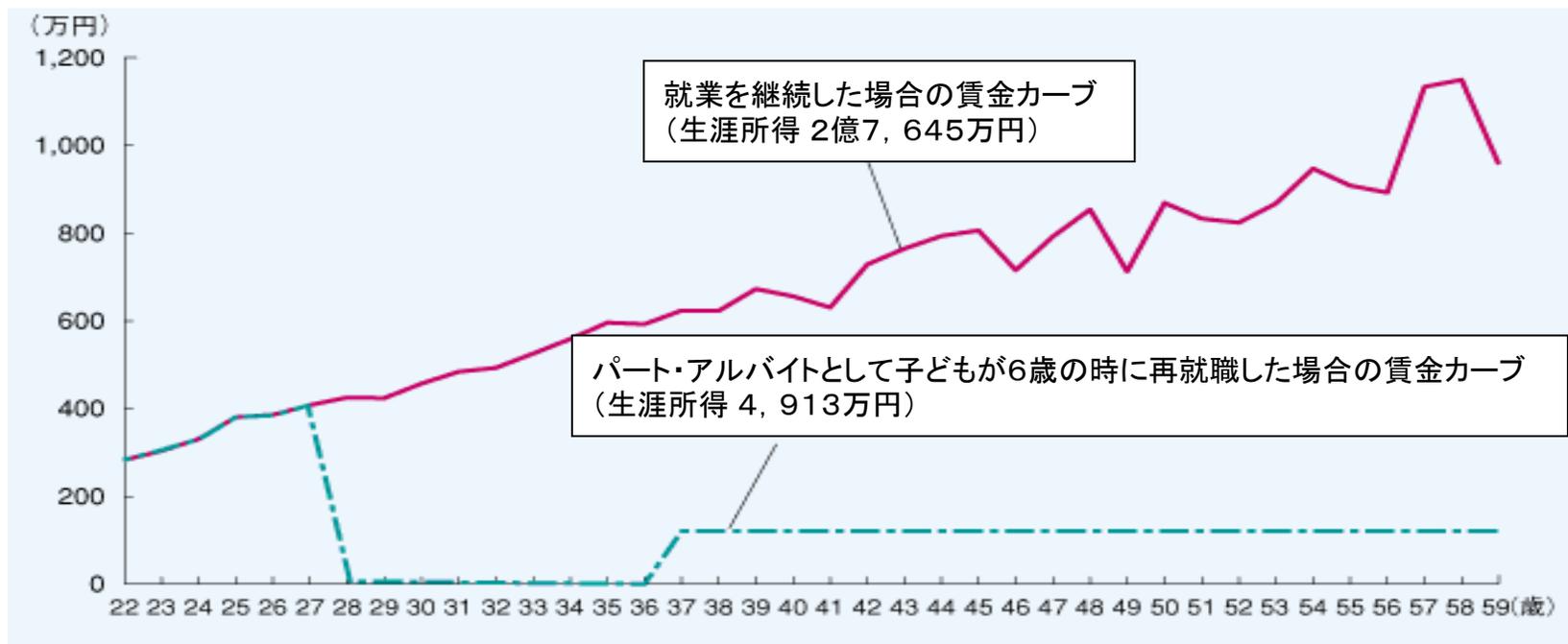
● 大卒女性が第一子出産時に退職し、子どもが6歳の時に

パート・アルバイトとして再就職した場合の推定生涯所得： 4,913万円

※パート・アルバイト時の賃金は、「賃金構造基本統計調査」の20代～40代の女性パートタイム労働者平均賃金より120万円で固定したものの。

この差(機会費用)  
||  
約2億2,700万円

出産時に退職し、パート・アルバイトとして再就職した場合の賃金カーブ(子どもが6歳で再就職)



出所：「平成17年版 国民生活白書」(内閣府)

## 推計例

### ● 大卒女性が正社員として就業を継続した場合の推定生涯所得: 2億7,645円

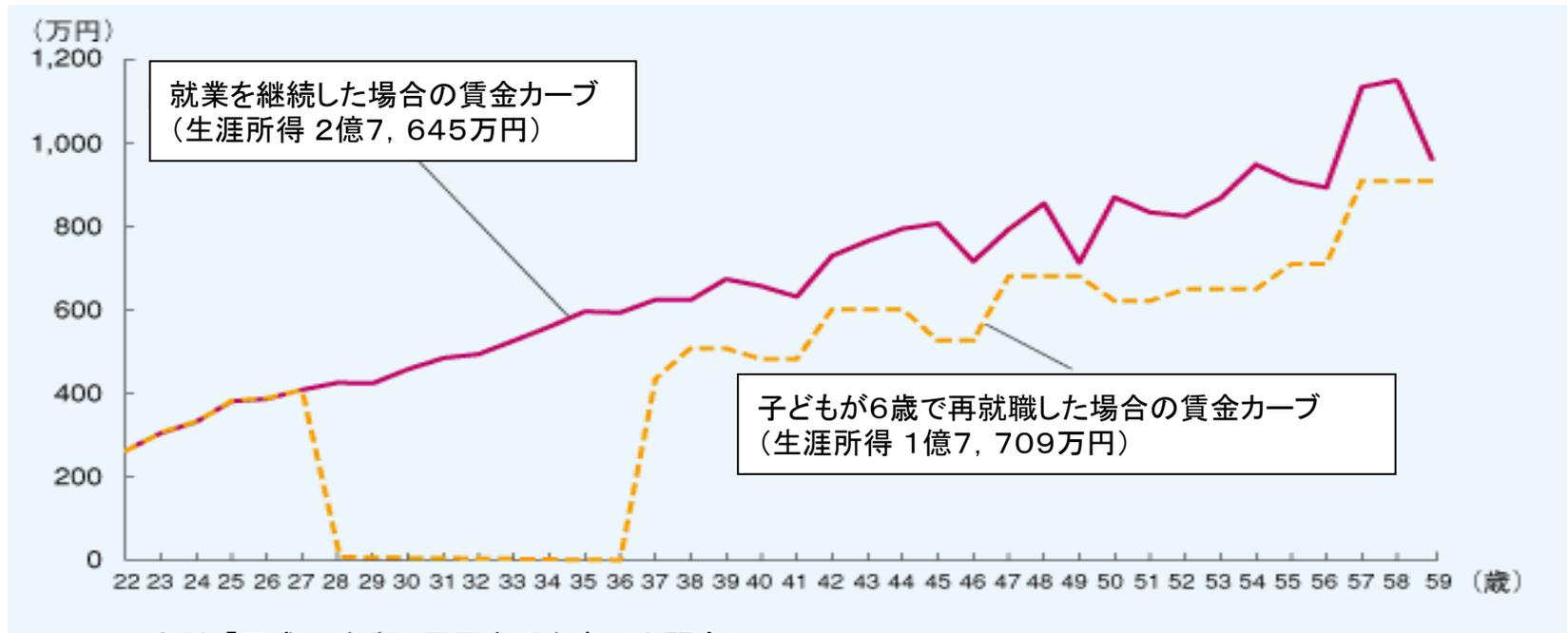
※大学卒業後直ちに企業に就職し、その後引き続き同じ企業に在職するとし、賃金カーブを厚生労働省「賃金構造基本統計調査」産業計のデータを年齢別に求めたもの。

### ● 大卒女性が第一子出産時に退職し、子どもが6歳の時に別の企業に再就職した場合の推定生涯所得 : 1億7,709万円

※再就職後の賃金は、「賃金構造基本統計調査」の産業計の各年齢階級、勤続年数階級のデータを使用。

この差(機会費用)  
||  
約1億円

## 出産時に退職した場合の賃金カーブ



出所:「平成17年版 国民生活白書」(内閣府)